令和４年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会　議事要旨

令和４年６月１日

【事務局】　　ただいまより令和４年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を開催させていただきます。本会の開会に先立ちまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

**＜開催にあたって＞**

【事務局】　　本日初めての地域連携ネットワーク協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。

　特に、品川区成年後見制度利用促進基本計画を策定していただいた皆様が、引き続き、この計画の中の肝であります地域連携ネットワークの協議会の委員として着任していただき進めていただくことを大変心強く思っております。品川区としても、社会福祉協議会とともに中核機関として任を担ってまいりますので、品川区の成年後見制度を皆様と一緒に、地域の中から気づきを積み重ねて、よりよい制度にしていくため、さらなる御助力をお願いします。

【事務局】　　続きまして、本協議会の委員長ですが、委員長は、品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱第５条第２項に基づき、委員のうちから区長が指名することとなっています。

　委員長については、品川成年後見センター運営委員会の委員長を長く務めていただいているほか、昨年１０月に策定いたしました品川区成年後見制度利用促進基本計画に係る策定委員会の委員長も務めていただいておりました。まさに本協議会の委員長としてふさわしい方であることから、委員長をお願いいたします。

**＜委員長あいさつ＞**

【委員長】　　できるだけ皆さんの意見をお聞きして、品川区における成年後見制度がよりよいものになるように頑張っていきたいと思います。成年後見制度ができる前から、品川はこの分野で全国的に注目されてきましたが、さらにいいものにして、全国に模範となるような運営をしたいと思います。

【事務局】　　続いて、各委員の御紹介については、委員名簿を配付させていただきましたので、事務局の紹介と併せて割愛します。

　続いて、本会議の公開について御説明いたします。現在、品川区の会議は原則公開としており、本協議会も原則公開として開催することとなります。公開の内容といたしましては、会議の傍聴が可能となっております。また、区のホームページ等で資料および会議録の概要の公開などを予定しております。記録のために会議中に写真撮影や録音をさせていただくことがございますので、あらかじめ御了承願います。

　それでは、ここからの進行につきましては、委員長にお願いいたします。

【委員長】　　それでは、まず、報告事項の説明をいただき、その後、質疑応答をさせていただきます。私からも少し、国の動向などについて、ここで補足させていただきます。

**＜報告事項について＞**

【事務局】　　それでは、お手元の資料１、「協議会の位置付けについて」を御覧ください。

　本協議会の位置づけを改めて説明いたします。品川区の協議会については、一つ目の機能として、品川区の成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況の把握および中核機関のチェック機能を担うということになっています。

　２つ目の機能としては、権利擁護支援チームに対して、法律、福祉の専門職や関係機関が必要な支援、助言を行うことができるようサポートするものです。

　３つ目の機能としては、今後発足を予定しております後見活動団体等を含む交流会との連携を図っていくというものです。

　次に、協議会の位置付けです。１つ目として、権利擁護支援チームに対する支援の検討というところでは、困難ケースを抱える後見人等に対して、法律、福祉の専門的助言を行えるような仕組みづくりが必要と考えております。例えば、相談に乗ってくれる専門職および団体等をリスト化して紹介できる仕組みづくりなどを検討していく必要があると考えています。

　２つ目としては、地域課題の検討として、交流会等を通じて後見団体から地域の課題を吸い上げ、品川区における課題の共有や推進策の検討というものを行っていく必要があると考えています。

　協議会の位置づけについては以上です。

　続いて、２つ目、資料２の品川区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について、計画自体が令和３年１０月策定で、まだ実績といったものは大きくはありませんが、昨年度１年間実際に取り組んできたものについて表にしてまとめてありますので、お時間があるときに、ぜひ御一読いただければと思います。詳細の説明は割愛させていただきます。

　続いて、資料３を御覧ください。ここからが新しい取組ということになります。まず、後見人等候補者名簿の整備についてです。今後、地域の後見活動団体の方とより連携を図っていくために、これまで品川成年後見センターと関わりが深く、実績のある団体の皆様に御協力いただきまして、後見人等候補者名簿を整備したところです。

　この整備に当たり、個人情報の取扱いについて一定程度整理を図ったものでございますが、今後は、地域での専門職団体等との連携を図るために、新たな後見人候補者名簿の登録条件の整備や、協力していただく内容の拡大などを検討していきたいと考えています。

　続いて、資料４です。こちらも、今年度からの新しい取組ということになります。報酬助成事業概要という資料を用意いたしました。これまで報酬助成等については、主に成年後見制度の推進機関である社会福祉協議会が実施してきました。今回、中核機関を整備したことに伴いまして、後見人報酬および監督人報酬について、区で実施していくこととして予算化されたものです。なお、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市町村長申立て以外の、品川区でいえば区長申立て以外の場合の後見人報酬および監督人報酬についても助成の対象とすることが期待されておりますが、品川区では、この両報酬についてを助成の対象としています。

　私からの説明は以上となります。

【委員長】　　何か御質問、御意見ございますか。

【委員】　　候補者名簿の登録について、個人でやっている後見人についてはどう考えますか。

【事務局】　　取扱い等も含めて、今後の課題と考えています。後見団体、後見活動をしていただける方を増やしていく必要があるので、どのような形で登録を広げていくかについて、御意見をいただきながら検討していきます。

**＜国の動向等について＞**

【委員長】　　では、議題の４、国の動向等について、私から簡単にお話をし、少し時間を取って皆様の意見をじっくりお聞きしたいと思います。

　ごく簡単に、成年後見のいきさつから話して、今回のこういう会議に至った経緯をお話します。成年後見制度ができたのは、２０００年４月です。そのときに言われたのは、成年後見と介護保険は車の両輪だということです。つまり、介護保険制度が、措置から契約に移行しました。ただ、契約できない人についてはどうするのかということで、成年後見が必要だということになりました。つまり、成年後見というのは法律家が求めたのでなく、実は福祉の世界から求められました。なお、２０００年４月に成年後見法ができましたが、それで成年後見の利用が伸びたかというと、日本では伸びませんでした。

　その後、２００６年に国連で障害者権利条約というのができ、日本も批准をしました。にもかかわらず、成年後見の実態というのはあまり変わりませんでした。

　そこで、私が理事長をしております日本成年後見法学会が、２０１０年１０月、横浜で第１回の成年後見法の世界会議を開き、横浜宣言を出しました。その横浜宣言の中身は、日本の成年後見制度は、障害者権利条約や世界各国の状況に基づいて、もう少し内容のあるものにしないという訴えをしたわけです。それを経て、成年後見制度利用促進法ができたのが２０１６年４月です。これは議員立法です。多くの関係者が努力してできたのが成年後見制度利用促進法で、２０１６年５月から施行されています。

　そして、この促進法に基づいて、第一期基本計画ができました。内容は大きく２つあって、１つ目は成年後見制度の利用促進、そのためには、２つ目、地域連携ネットワークを構築する、つまり、この考え方は、社会全体で成年後見を支えるということで、これは成年後見の社会化とかと言ったりします。裁判所、民間、それから行政が三位一体となって成年後見を支える、そのために地域連携ネットワークをつくってくださいというのが第一期の基本計画です。

　これは５年間の計画でした。その５年間が終わりこの度第二期に入り、今度は、地域共生社会を築くことが盛り込まれました。地域共生社会というのは、総合的権利擁護支援、全体的に福祉の側面を強調するということから成り立っています。私たちは今、第二期基本計画の一番最初のところに立っています。

　品川区は、実は、２０００年４月に成年後見制度ができる以前から、契約によって、能力がなくなっても財産管理をしましょうという制度を既に開始していました。実は、成年後見のきっかけを与えたのが品川区の活動でした。ですから、品川区というのは、成年後見の先駆者と言ってもいいのではないかと思います。

　今回、地域連携ネットワーク、そして協議会がこういう形で完成したことで、全国的にも、基本計画、とりわけ二期の基本計画に品川区も大いに貢献できると思います。

ですから、ぜひ皆さんも積極的に議論に参加していただき、運営についても忌憚のない御意見をいただければと思います。

　以上で事務局と私からの報告を終えます。これから質疑応答、御意見をいただきたいと思います。

**＜質疑応答・意見交換＞**

【委員】　　この組織ができるのを待っていました。この会議の中で市民後見人の在り方や地域における成年後見制度の普及に努めたいです。

　今、痛切に感じているのは、せめて区長申立てをした人ぐらいは区内の施設で最期を全うしてほしいと、本当に切実な思いを持っています。住み慣れたまちで過ごせるような社会を早くつくっていくのがこの協議会の役割だと思います。

【委員】　　私たちは、ＮＰＯを作り法人後見を推進してきました。成年後見制度ができるまでは、法人で後見するという仕組みがなく、法人後見といってもなかなか理解してもらえませんでした。金融機関の取扱いでも、現場段階ではなかなか分かってもらえず大分混乱していたのが、２０年以上たって、ようやく浸透してきたと思います。書式なども法人後見向けの書式ができてきたりしました。

　第二期の基本計画でも、法人後見の重要性が記載され、法人後見の組織をさらに育成していく必要があるとの記載もあり心強く思っています。今まで社協、成年後見センター中心に地域的なネットワークを通じてやってくるということは、品川がずっと推進してきたことだと思うし、それが全国に広がっていけばすばらしいことになると期待しています。

【委員】　　介護保険制度が出来上がってから、措置から契約へというところは、介護保険事業者も、また利用する人もすごく大きな意識変換を求められた時期だったと記憶しております。その意思決定を支援していくという中で、やはり今、現実の場では、どうしても本人の意向イコール家族の意向みたいなところがまだまだ根強くあるのかなと感じております。その中で、こういった現場に携わらせていただくことで、より正しく成年後見制度が広がっていくことの何かになればと思っております。

【委員】　　現実的に専門職で活動していると、御相談はあるものの、金額的に思ったより厳しいというような御意見で契約に至らないケースが多いので、なるべくハードルを下げていければと考えております。

　また、これから専門職が課題を解決して市民後見に引き継いでいく流れもあってもいいのではないかと考えています。

【委員長】　　今、専門職から市民後見人への引継ぎというような話が出てきましたが、何か意見はありますか。

【委員】　　特に福祉の方々からもそのような意見を聞いたことがありますが、その点について具体的な意見を述べるまでには至っていません。後見活動をする中で困難事例が発生する場合がありますが、その場合は、後見人として専門職から解決策をお聞きすることもあります。本人のためには一貫して後見活動をやることが重要ですが、引き継ぐというケースは当然あり得るべきだと思います。

【委員長】　　後見人の交代については利用促進委員会のほうでも非常に関心を持っていて、従来は、とりわけ後見人の場合には、一度選任されると御本人が亡くなるまでずっと継続するため、長過ぎるということで、その反省から、少しフレキシブルに考えようというような考え方もあります。そのような考え方も踏まえて、現場でどのようにしていくべきか、協議会としても考えていきたいと思います。ここには司法の方、市民後見人の方、いろんな団体の方がいるので、そういう知恵を結集して、品川らしいやり方を考えていければと思っています。

【委員】　　医療の選択のことについて、医療同意権というのは、後見人に認められていません。ただ、現場の医師としては、治療法も選択肢が広がっていく中で、どういう治療が一番御本人に向いているのか、治療選択を医師が全部決めるという話になると偏った選択になってしまうこともあろうと思います。片や、医療同意は後見人に認められていない。そのはざまの中で、これまで品川区では身上保護という部分に重点を置いて、かなり積極的に関わってこられたと思いますが、その伝統を生かして、このネットワークの中で、グレーゾーンの部分が多いと思いますが、どこまで踏み込めるか、ある程度目安になるような、マニュアルがいいのかどうかは別としても、そういうものをつくっていっていただければと思っております。

【委員】　　私は民生委員の立場からになりますが、民生委員自身も、この成年後見制度を正確に理解ができていないのが実情だと思います。基本的なことですが、制度を勉強して、それからお年寄りに勧めたり説明したりしていくべきだと思います。

【委員】　　私どもは、高齢者福祉のほかに障害者福祉、児童福祉と、福祉の分野で幅広く事業を展開させていただいております。成年後見制度は、御本人の意思をどう反映していくのかという意味で、重要な手段だろうと思っています。

　私どもとしては、もちろん高齢者のほうもそうですが、障害者のほうも、利用者の保護者の方、親御さん等々に、成年後見制度に関する勉強会を開かせていただいたり、あるいは、実際に経験した方のどういうメリットがあるか等々の話もさせていただきながら、周知、広めていこうとしているところです。

　ただ、まさに先ほど委員長がおっしゃったとおり、医療同意のところで引っかかってしまいます。我々施設側の人間も、もちろん医療同意はできないですし、後見人を呼んでも医療同意はできない。我々とそういうサポートをするメンバーがそろったところでも進められなくなってしまう。現在大きな課題と認識しております。そのような課題を皆さんと一緒に解決できていければと思っています。

【委員長】　　医療行為について、何か困った事例があったら、皆で議論し、その蓄積を国にも提出して、制度改善に結びつけていかければと思っています。

　ドイツなどの議論を見ると、医療同意の問題は非常に大きく、またシリアスです。意思決定支援といいますが、本人の意見をできるだけ尊重しようというときに、本人はこういう医療を希望している。しかし、そうすると必ず死に至る。そのようなときに、後見人がついていると本人の意思決定がそこでも尊重されるのか、ドイツはどういう議論をするかというと、国には本人を守る義務があると構成します。本人の意思と、国の義務というのがぶつかるわけです。結論をいうと、最後は国の義務が勝つ。意思決定支援よりも、もっと上位の価値があるというような議論をしています。

　他方、日本はどうかというと、後見人は全く関与できません。やはり制度論としては、成年後見もきちんとそこに関与していくということが必要ではないかと考えていますので、事例があったら是非出していただきたいと思っています。

【委員】　　親御さんたちから、親亡き後の相談などを受けたときに、別な士業の人たちの間の話の「成年後見はやめたほうがいいよ」というような話を真に受けてしまうことがあります。「あれは大変だよ。親が全然、親族も兄弟も関与できなくなるよ」と言われ、「そういうものかな」という意識を職員すら持ってしまうという問題があります。そのため、大田の社協などと話し、福祉関係者向けの弁護士の法律相談の場をつくってもらいました。ぜひ品川でも、そういう形が取れると意識が変わってくるのかなということが１つです。

　私は、ついこの間まで、足立のほうで地域ネットワークづくりをやっていましたが、その地域ネットワークである民間団体など、いろいろなところが集まり非常に面白かったです。教育の関係者として学校の先生たちも加わってくださりましたが、最後まで加わってくださらなかったのは医療の関係と行政でした。やはり権限のあるところは、なかなかフラットな場には集まりにくいのかもしれませんが、非常に残念でした。社協を通じてお願いしていく中で、行政の方は来てくださるようになりましたが、発言はほとんどされませんでした。これから、地域のネットワークの中で医療、教育、行政のそのような問題をどうやって、フラットな関係でできるようにするかというのは本当に大きな課題だなと思っています。やりながら、そんなことを考えておりました。ありがとうございました。

【委員長】　　今、委員から提起していただいた問題について、資料１にネットワークの図がありますが、右のほうに交流会とあります。交流会にいろいろな関係の方に関与していただき、率直な意見をお聞きできればと思っています。

　品川には大学関係の施設はありますか。福祉専門学校がありますよね。

【事務局】　　介護福祉専門学校は、品川区社会福祉協議会が経営しています。

【委員長】　　例えば、学生に、成年後見のことに関心を持ってもらうということが考えられます。実は、ドイツは兵役義務があるんですが、それ免除されている場合が２つあり、１つは施設に行って高齢者の面倒を見る場合です。若い人で、病院で車椅子を押しているのは大体大学生です。それともう１つ、成年後見人です。成年後見人になると兵役義務が免除されるというシステムです。私が大学にいたとき、学生に成年後見の活動を見せたことがあります。中央大学の多摩キャンパスは、多摩ニュータウンに近く、たくさんそういう対象の方がいます。学生に病院を見学させると非常に興味を持ちます。学生は卒業してしまうという問題がありますが、この交流会にいろいろな方に参加していただくというのも、このネットワークの１つの役割だと思うので、何かアイデアがあったら、ぜひ積極的にお寄せいただければと思います。

　以上で委員の発言が終わったんですけれども、福祉部としては、何かありますか、部長よろしくお願いします。

【事務局】　　行政がフラットな場に来にくいというのは、行政に携わる者として受け止めさせていただきたいと思います。やはり地域のフラットな場で発言するのは、私どもの所管だけではなく、いろいろなことを考えながら発言しなければいけないため、躊躇してしまうことが確かにあります。

　ただ、今、いろいろな人と手を結ぶことは品川区も徐々に始めていますし、支え愛・ほっとステーションも地域センターの全てのところにあるということで、その土壌は、品川区では地域の中では地域センターを中心にできてきているのではないかと思います。

　ＮＰＯや大学との連携も、委員長がおっしゃるように、それぞれのエリアごとにそれぞれのセクションではできていますが、それに横串を刺すために、交流会の発展の中で、区および社会福祉協議会としてできることがあれば積極的にやっていきたいと思っています。

【委員長】　　品川区保健所の所長、お願いいたします。

【事務局】　　先ほど、御家族に精神障害の方がおり、親亡き後というお話がありました。在宅においても親御さんがずっと見ていらっしゃって、その後、社会生活等をほとんどされていない状況の方もいらっしゃるので、今後、その方々への支援は、この成年後見のことも含めて、大きな課題だと認識しているところです。

【事務局】　　社協は、先ほど来、委員長のほうからも御紹介いただきましたように、成年後見センターとして歴史を刻んでいるところです。最近はケース会議等々で上がってくる案件、運営委員会で御審議いただくような案件が以前に比べて本当に深刻であり、複雑化していますし、単純な事例というのが少なくなってきているとすごく感じています。これは、多分、この社会情勢、状況がかなり大きく影響しているということを強く感じています。

　そういった複合的な問題、課題をはらんだ事例、案件に対応していくためには、後見活動をされている皆様方、あるいは、そちらに関与されている様々な関係機関の皆様方との協力・連携がより一層求められる、また、それがなければ対応できないと思っています。

　今現在、社協のほうでは、全部で２４０人の方に対して後見人等として関与しています。正直申し上げて、この成年後見センターも、マンパワーが確実に充足しているとは言い難いものがあります。

　その中で、この後見制度は非常に重要な制度であり、求められているということは重々分かっておりますが、社協だけでは、この制度を維持、継続していくことは非常に難しいと考えているところです。皆様方のさらなる御協力、また、さらに違うネットワークとの連携が、今後は大きな課題になっていくなと思っております。なかなか後見制度が広がっていかないという根底にあるのは、やはりそういった部分ではないかなと、私としては認識をしているところです。

　先ほど来、様々な御意見をいただいております。制度自体の周知であったり、その使いやすさであったり、いろいろな課題はあると思いますが、やはりそこでの課題を解決していかない限り、この制度はなかなか広まってはいかないのではないかと、現場レベルでは感じています。そうした中では、こういった協議会、交流会、この地域連携ネットワークといったものを通じながら進めていければと思っているところです。

【事務局】　　第一期基本計画の最重要課題は、中核機関の設置だと考えております。品川区では、品川区と社協が担うということになり、その検討を通じて、品川区の権利擁護について、行政と社協が遠慮なく言い合える雰囲気、見えない壁が取り払われて非常に風通しのいい関係ができたかと考えています。また、各課でどうしても守備範囲が定められていますので、縦割り的な考えもありましたが、そこにこの検討が横串を刺す役割を担ったと思います。全国的に行政と中核機関はなかなかしっくり動いているところがないという話も聞いていますので、品川の場合は、それが生き生きと活発に動ける中核機関になったと考えております。今後もそれを続けていきたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

【事務局】　　生まれながらにして障害を持つお子さんを抱えると、どうしても、親子の関係性が強くなり、親が亡くなった後に初めて、行政なり、いろいろな関係機関が支援に入ることがあります。その手前に、このようなネットワーク、交流会があることは非常にいいことだと思います。

　今後交流会の中で、このような好事例がある、このようなチームで活動しているというような話を通じて、利用を検討する方の安心感を醸成できれば、成年後見制度の利用につながっていくのではないかと感じております。

【事務局】　　普通の区民の方が制度を知らない、名前もよく分からないという方がまだまだいらっしゃるので、今年度は年間１０回程度の講座を組んで、後見制度の周知を図る企画を進めているところです。

　我々社協であったり専門家の方々は後見人になったときに、職員同士で助け合ったり、法人であれば組織の中で助け合ったり、専門家同士で助け合ったりとありますが、特に御家族の方が後見人になった場合は、どうしても孤立してしまったり、分からないことが多いということが考えられますので、定期的に、そもそも後見制度を使ったほうがいいのかだったり、御家族の方が後見人になるのが本当に適しているのかであったり、また、後見活動をされている場合には、もっとこうしたほうがいいのではないかでしたり、そういった継続的なアドバイスができるようなものしていく予定でおりますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】　　行政としては、支援者支援ということで、地域で実際に活動に携わってくださっている方がいなければ、中核機関としての活動は立ち行かなくなるということが非常に身にしみて分かってきたところです。少しでも皆様の活動がしやすく、地域の中で連携を取りながら活動していただけるように、引き続き事務局としても活動してまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

【事務局】　　この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけにして、施設の方が後見人に積極的に関わってくれるようになってきました。医療行為の同意は当然、本人が決めることですが、本人が決められないことについては、いわゆるＡＣＰ、人生会議をかなり施設のほうで頻繁に開いてくれるようになり、災い転じて福となすではないですが、やはり施設の関係者が積極的に後見人にかかわってくれるようになったというのが、今回気がついた点というか、改善されたという点だと思っています。

【委員長】　　ありがとうございます。資料１を御覧いただくと、品川区では、品川区と品川区社会福祉協議会が一体となった中核機関ができ、今度、協議会がスタートすることになりました。そして、交流会も、そこに一緒になって機能することになりました。私たちがその運営を担っていくということで、このネットワークがうまくいくかどうか、我々にかかっています。ぜひ皆さん、引き続き御支援、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

　私も、まだ大学に関わっておりますので、社協と大学と連携して、民間も入れながら、例えば交流会の一環として、区民向けのいろいろなプロジェクトをやっていく必要があるとも考えております。もしいろいろな御意見などがあれば積極的に出していただき、全国の地域連携ネットワークの中でも模範となるような形にしていきたいと思いますので、ぜひ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

　課長、いかがいたしましょうか。総括の言葉になるのかどうか分かりませんが、発言をお願いいたします。

【事務局】　　活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。我々は、中核機関として、やはり制度の普及啓発の重要性は大変痛感しているところでございますので、引き続き力を入れていきたいと思っております。

　年に１回協議会をやっていきますので、恐らく来年は同時期の６月頃ということにはなろうかと思います。また、交流会を毎年１月頃を目途に開催できればということで、今、鋭意準備も進めているところでございますので、来年度以降、その報告をここでできれば、よりこの協議会も活発になるのかなと考えているところでございます。

【委員長】　　ありがとうございました。この協議会は年に１回ですが、今、課長からもお話があったように、交流会をぜひ活発にしていきたいので、例えば弁護士会、司法書士会も、何かアイデアがあればぜひ出していただきたいと思います。それから、市民後見人のほうも何かアイデアがあれば積極的に出していただいて、この交流会というものを盛り上げていきたいなと考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

　今日は第１回の協議会でしたが、皆さんから今後とも忌憚のない意見をいただき、できれば一緒に前に進めていきたいと思いますので、ぜひ御協力をよろしくお願いします。

　では、第１回目の協議会はこれで終了とします。どうも今日はありがとうございました。

――　了　――